

中間法人の財務報告と税務

・ 中間法人の財務報告

有限責任中間法人と無限責任中間法人では、財務報告の規制は異なる。

1. 有限責任中間法人の財務報告

(1) 社員総会への報告書類

貸借対照表

損益計算書

事業報告書

剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

については、定時社員総会の承認を受け、
については、定時社員総会で報告
しなければならない。

(2) 財務諸表の開示様式

貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理に関する議案については、会
社の計算書類とほぼ同じである。

ただし、貸借対照表の純資産の表示が異なる。

純資産の部

・ 基金

・ 代替基金

・ 基金返還債務

・ 損失てん補準備金

・ 剰余金又は欠損金

代替基金（中間67）

基金が返還される場合には、返還される基金に相当する金額を「代替基金」として積み
立てなければならない。この原資は剰余金である。代替基金は、これを取り崩すことがで
きない。

基金返還債務

基金返還の効力が生じた場合、基金を減額するが、これがまだ返還されていないときは、
「基金返還債務」として純資産の部に計上する。

損失てん補準備金（中間64）

純資産額 > 基金 + 代替基金 + 評価差益、の場合は、当該超過額の20分の

1以上を、「損失てん補準備金」として、剰余金の処分決議により積み立てなければならない。ただし、基金+代替基金の額を「損失てん補準備金」の上限とする。

損失てん補準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

(3) 計算書類等の公示

貸借対照表

損益計算書

事業報告書

剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

附属明細書

監査報告書

を、主たる事務所では定時社員総会の1週間前から5年間、従たる事務所ではその謄本を3年間、備置しなければならない(中間61)。

2. 無限責任中間法人の財務報告

無限責任中間法人は、組合の法人化と変わることはないことから、帳簿作成義務以外の規制はなく、財務報告の方法は全く自由である。

. 中間法人の税務

法人税その他の法人課税については、一般の事業会社と同様の取り扱いとなる。

従って、収益事業、非収益事業といった区別はなく、全ての事業活動に対して課税される。課される税率も一般の事業会社と同様である。

中間法人の一般社団法人への移行と財務報告及び税務

・ 中間法人の一般社団法人への移行

「中間法人法」は廃止され、「一般社団法人法・一般財団法人法」に吸収される。
これに伴い、無限責任形態の法人は廃止され、社員は全て有限責任のみから構成されることになる。

・ 一般社団法人の財務報告

1．社員総会への報告書類

貸借対照表

損益計算書

事業報告書

については、定時社員総会の承認を受け、 については、定時社員総会で報告しなければならない。

2．財務諸表の開示様式

貸借対照表、損益計算書の開示様式は、現状では未定である。

ただし、貸借対照表の純資産の表示については次のようになると思われる。

純資産の部

・ 基金

・ 代替基金

・ 剰余金又は欠損金

代替基金（一般社団法人 144）

基金が返還される場合には、返還される基金に相当する金額を「代替基金」として積み立てなければならない。この原資は剰余金である。代替基金は、これを取り崩すことができない。

3．計算書類の公告（一般社団法人 128）

貸借対照表を公告しなければならない。大規模一般社団法人については、貸借対照表の他、損益計算書も公告する。

4．計算書類等の備置（一般社団法人 129）

貸借対照表

損益計算書
事業報告書
附属明細書
監査報告書及び会計監査報告書

を、主たる事務所では定時社員総会の1週間前から5年間、従たる事務所ではその謄本を3年間、備置しなければならない。

・一般社団法人の税務

平成20年の税制改正により、整備される予定。

法人税その他の法人課税については、一般の事業会社と同様の取り扱いとなると思われる。従って、収益事業、非収益事業といった区別はなく、全ての事業活動に対して課税され、課される税率も一般の事業会社と同様となる。